

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく行政処分事務取扱要領の制定について（例規通達）

平成31年 1 月 25 日

本部（サ対）第 2 号

〔沿革〕 令和 3 年 3 月本部（警務）第19号、8 年 3 月第17号改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく行政処分事務取扱要領を別添のとおり制定し、平成31年 2 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく行政処分事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づく行政処分の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「指示」とは、法第13条又は法第15条第 2 項第 1 号の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 「事業停止命令」とは、法第14条第 1 項又は法第15条第 2 項第 2 号の規定に基づき、事業の停止を命ずることをいう。
- (3) 「事業廃止命令」とは、法第14条第 2 項の規定に基づき、事業の廃止を命ずることをいう。

第 3 指示に係る事務

1 指示の上申

警察署長（以下「署長」という。）は、インターネット異性紹介事業者に対し、法第13条の規定による指示を行う必要があると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第 1 号）により上申（生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）経由。以下同じ。）すること。

2 弁明の機会の付与

- (1) サイバー犯罪対策課長は、署長から指示の上申があったときは、当該署長に対し、送付書（別記様式第 2 号）により弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）別記様式第16号）を送付するものとする。
- (2) 署長は、サイバー犯罪対策課長から弁明通知書の送付を受けたときは、速やかに当事者に弁明通知書を交付して弁明の機会を付与し、受領書（別記様式第 3 号）

を徴取のうえ、弁明書又は弁明調書（聴聞規則別記様式第17号）等とともにサイバー犯罪対策課長へ送付すること。

3 指示書の送付

サイバー犯罪対策課長は、当該指示を上申した署長に対し、指示を行うときは、行政処分決定通知書（別記様式第4号）により指示書（規則別記様式第4号）を送付するものとし、指示を行わないときは、その旨を通知するものとする。

4 指示書の交付

署長は、サイバー犯罪対策課長から指示書の送付を受けたときは、速やかに当該指示書を被処分者に交付するとともに、受領書を徴取のうえ、サイバー犯罪対策課長に送付すること。

5 指示の履行状況の確認及び報告

署長は、指示を受けたインターネット異性紹介事業者の改善措置等の履行状況を確認し、行政処分確認報告書（別記様式第5号）により報告（サイバー犯罪対策課長経由。以下同じ。）すること。

第4 事業停止命令等に係る事務

1 事業停止命令等の上申

署長は、インターネット異性紹介事業者に対し、法第14条の規程による事業停止命令又は事業廃止命令（以下「事業停止命令等」という。）を行う必要があると認めるときは、行政処分上申書により上申すること。

2 命令書の送付

サイバー犯罪対策課長は、署長から事業停止命令等の上申があったときは、必要な措置を講じた後、当該署長に対し、事業停止命令等を行うときは、行政処分決定通知書により、命令書（規則別記様式第5号）を送付するものとし、事業停止命令等を行わないときは、その旨を通知するものとする。

3 命令書の交付

署長は、サイバー犯罪対策課長から命令書の送付を受けたときは、速やかに当該命令書を被処分者に交付するとともに、受領書を徴取のうえ、サイバー犯罪対策課長に送付すること。

4 命令の履行状況の確認及び報告

署長は、命令を受けたインターネット異性紹介事業者の事業停止命令等の履行状況を確認し、行政処分確認報告書により報告すること。

5 行政処分等の結果の記録

署長は、行政処分等の結果をインターネット異性紹介事業者台帳に記載して明らかにするものとする。

第5 処分移送通知

1 他の都道府県公安委員会に対する送付

生活安全部長は、法第15条第1項の規定により他の都道府県公安委員会に対し処分移送通知書（規則別記様式第6号）を送付するときは、関係書類を添えて行うものとする。

2 他の都道府県公安委員会からの送付

サイバー犯罪対策課長は、法第15条第2項の規定により他の都道府県公安委員会から送付された処分移送通知書を受理したときは、当該事業者の事務所所在地を管轄する署長に關係書類を送付するものとする。

- 3 署長は、前記2により關係書類の送付を受けたときは、当該処分に係る事案の概要に応じ、行政処分上申書により上申するものとする。

第6 留意事項

1 確実な事実認定等

行政処分の上申に当たっては、確実な事実の認定と証拠の確保に努めるとともに、相手方にその事実を指摘して確認させること。

2 迅速な上申

行政処分対象事案を認知したときは、適正なインターネット異性紹介事業の実施を図るために迅速な上申を行うこと。

3 その他

行政処分の上申に当たって疑義があるときは、サイバー犯罪対策課長と協議すること。

第7 細目的事項

この要領に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者に対する行政処分の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。